

関西学院高等部 専任教員(英語科)の公募について

標記の件、下記のとおり募集いたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 職名 | 専任教員(英語科) |
| 2. 募集人数 | 1名 |
| 3. 採用年月日 | 2027年4月1日 |
| 4. 職務内容 | 1) 授業担当責任時間 週16時間(超過する場合は授業超過担当手当を支給する)
2) 授業担当以外に部長の指示する校務分掌 |
| 5. 勤務地 | 関西学院高等部 |
| 6. 給与 | 学校法人関西学院の規程に基づく
<モデルケース>
・大卒後、教員経験3年以上の25歳:月給 約32万円 + 諸手当
・大卒後、教員経験8年以上の30歳:月給 約40万円 + 諸手当
※上記金額はあくまで一例であり、保障される金額ではありません。
※実際には企業での経験年数などを査定して基本給が決定されるため、同年齢でも個人により基本給が異なることがあります。
※確定拠出年金規程に定めるライフデザイン手当含む
※交通費は規定により支給有 |
| 7. その他待遇等 | ・社会保険:私学共済制度加入、雇用保険加入
・定年:65歳
・その他待遇は学校法人関西学院の規程に基づく |
| 8. 応募資格 | 1) 四年制大学卒業者(2027年3月末 卒業見込者を含む)
2) 教員免許所持者[高校英語および中学英語](取得見込を含む)
3) クリスマンまたはキリスト教主義教育に理解のある者
4) 教科指導の他、生徒指導やクラブ活動等の指導にも熱意のある者
5) 中学校または高等学校での教職経験が3年以上あることが望ましい |

9. 応募書類

1) 履歴書 ※指定書式あり。

2) 教員免許状（写し）

※複数教科の免許、学校図書館司書教諭の修了証書を所持している場合は、それらの写しも提出してください。

※取得見込の場合は、教員免許状取得見込証明書を提出してください。

3) 今までに免許更新、更新講習の受講、免除や休職等による有効期限の延長をしたことがある場合は、「有効期間更新証明書」や「更新講習修了確認証明書」等の証明書（写し）

4) 志望理由書

「本校志望理由と教師としてあなたが大切にしたいこと」（1,200字以上 書式自由）

5) 小論文

「現代さまざまな学習方策がある中で、高等学校における英語教育はどうあるべきか。

その理由とともに1200字程度で論じてください。」

※二次選考合格者には、卒業（見込）証明書（最終学歴のもの）、成績証明書を三次選考時にご提出いただきます。

※応募書類にてご提出いただきました個人情報につきましては、労働者募集業務達成のために使用・保管をさせていただきます。なお、ご提出いただきました個人情報は、募集業務終了後、本学において責任を持って破棄させていただきますので、ご了承ください。

10. 応募期限

2026年7月23日（木） 【必着】

11. 選考方法

一次選考：書類審査（8月4日（火）頃に結果を郵送にて発送いたします。）

二次選考：模擬授業及び面接（8月下旬の実施を予定しています。一次選考合格者に後日詳細をご連絡します。）

三次選考：最終面接（9月上旬～9月中旬に実施を予定しています。）

12. 選考結果の通知

選考手続き終了後、本人に通知します。

13. 応募書類提出先

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

関西学院高中部事務室 高等部専任教員（英語科）採用係 宛

※封書に「教員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留またはレターパックプラスで郵送してください。

14. 問い合わせ先

関西学院高等部事務室（TEL）0798-51-0975（受付時間 月～金 8:30～16:30）

問い合わせ用メールアドレス：kghsaiyo@kwansei.ac.jp

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合および特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ・なお、以下の各事項に当てはまる場合は、採用の内定または決定を取り消すことがあります。
 - 1, 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
 - 2, 法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
 - 3, 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。

以上